

愛知県公契約条例第9条に規定する公契約を定める規則

平成28年3月29日規則第35号

改正 平成29年3月31日規則第26号

愛知県公契約条例第9条に規定する公契約を定める規則をここに公布する。

愛知県公契約条例第9条に規定する公契約を定める規則

愛知県公契約条例（平成28年愛知県条例第10号）第9条に規定する規則で定める公契約は、同条例第2条に規定する公契約であって、次に掲げる契約に該当するものとする。

- 一 予定価格が6億円以上の工事の請負をその内容とする契約
- 二 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務の一又は二以上のものの委託をその内容とする契約
 - イ 県の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃の業務
 - ロ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）
 - ハ 庁舎等の受付又は案内の業務
 - ニ 電話交換の業務

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年9月30日規則第26号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛知県公契約条例第9条に規定する公契約を定める規則本則第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる愛知県公契約条例（平成28年愛知県条例第10号）第2条に規定する公契約について適用する。